

令和元年度第1回清瀬市災害医療救護協議会 会議録（要旨）

1 日時

令和元年6月24日（月）19時00分から20時30分まで

2 場所

消費生活センター4階会議室1・2（清瀬市元町1-4-7）

3 次第

（1）開会

（2）挨拶（会長）

（3）議事

① 令和元年度清瀬市総合防災訓練（案）について

② 災害医療救護マニュアルの見直し作業について

③ 市で使用する医薬品等の備蓄品選定作業について

（4）その他

（5）閉会

4 参加委員 12名

5 議事録

【事務局】 ただいまから令和元年度第1回清瀬市災害医療救護協議会を開催致します。それでは始めに、会長よりご挨拶を頂きたいと思えます。よろしくお願い致します。

【会長】 改元がありましてから初めての災害医療救護協議会ということで、またみなさんと協力してやっていきたいと思えますので、今年もよろしくお願い致します。

【事務局】 先生、ありがとうございました。次に、前回の本年1月に開催しました協議会より変更のあった委員の皆さまをご紹介させていただきます。

【委員】 各自挨拶

【事務局】 ありがとうございます。それではここからの議事進行につきまして、会長よろしくお願い致します。

【会長】 はい、わかりました。それでは議事1、令和元年度清瀬市総合防災訓練（案）について、事務局お願いします。

【事務局】 [議事1 令和元年度清瀬市総合防災訓練（案）について説明]

はい。実施日時は、令和元年10月6日日曜日、9時から12時まで、場所は清瀬第二中学校を予定しております。雨天時は、警報や注意報等の気象情報が出ていない限り実施する予定でございます。その中の

災害医療救護訓練は校庭中央にて実施する予定でございます。訓練概要については、第1部、第2部と2部構成で考えており、第1部は、トリアージ訓練の実施、第2部は、消防演習との連携訓練として、トリアージからの処置及び搬送の訓練を実施したいと考えております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

- 【会長】 はい、ありがとうございます。なにか質問はありますか。
- 【委員】 一部と二部の違いというのは、一部は純然たるトリアージ、二部は救助プラストリアージ、という認識でよろしいですか。
- 【事務局】 そうですね。一部は単純にトリアージのみを行ってさばいていく訓練、第二部は消防隊や消防団や市民の方が救出してきた方を引き継いでトリアージを行い、処置と搬送までしていくというかたちです。
- 【委員】 模擬患者さんにとって訓練の終わりの区切りがわかりづらいのかと思うのですが。
- 【事務局】 模擬患者さんの方への終了のタイミングの説明は検討致します。
- 【委員】 処置エリアの方では点滴とか酸素とかは予定されていないのでしょうか。
- 【事務局】 点滴までは想定していません。もしやるのであれば、テープ等で張り付ける程度でしかできないと思います。
- 【委員】 現実的に処置エリアでは点滴をする予定はあるのですか。
- 【事務局】 実際はその緊急医療救護所に派遣されるお医者様の人数によるかと思えます。現状、張り付けられるドクターに関しましては24時間体制で一人から二人だと認識しておりますので、まずはトリアージで振り分けをして頂いて医療機関に搬送して頂くというところがございます。実際の現場でどのくらいの患者さんがいらっしゃるかにもよるかと思えますが、どこまで処置ができるかということになりますと、その時の先生方の参集状況にもよるかと思えます。
- 【会長】 去年一昨年とずっとやってきているが、前よりは進んだパッケージになっていると思う。二部に分けてやるのは初めて。この後、トリアージ自体の訓練をする機会を作るかどうか。
- 【委員】 訓練の中の仮想医療救護本部というのは、本番では健康センターですね。そこと現場のやり取りは電話なり無線なりになるのですよね。それは今回の訓練ではどのようなかたちになるのですか。
- 【事務局】 今回は市の職員も同じところに待機しているので、伝令を想定していました。
- 【会長】 市で持っている無線を訓練として使うのもいいと思う。
- 【事務局】 検討します。
- 【会長】 じゃあ次の議題、災害医療救護マニュアルの見直し作業について、事務局、説明してください。
- 【事務局】 [議事2 災害医療救護マニュアルの見直し作業について説明]

はい。緊急医療救護所の、あるいは避難所救護所の従事機関の再編成についてです。現在、各救護所、避難所救護所をベースに避難所救護所の従事班としまして6班、緊急医療救護所の従事班としまして4班を編成してございます。今回、清瀬市災害医療救護マニュアルの見直しをするにあたり、従事者の班編成についても見直しを図りたいと考えております。現在、緊急医療救護所につきましては、災害医療救護本部の決定により、発災から最大で72時間程度従事して頂くこととなりますので、交代ができるよう、可能な限り複数機関、配置して頂きたいと思っております。医療機関のうち、東京都のガイドラインですと、病院、有床診療所、産科、透析医療機関は診療継続医療機関として位置づけられております。このあたりもご配慮頂きまして、割り当てをご検討頂きたいということで今回お願いをするところです。緊急医療救護所4班を中心に再編成の方をご検討頂ければと思います。

【会長】 各師会、洗い出してもらって、どのくらい動員できるか、どのくらい避難所救護所と緊急医療救護所に割り当てられるか考えてもらえればと思う。

【委員】 清瀬市内在住ではない先生もいるのですが。

【会長】 平日の診療している時に起きることもあるが、できれば清瀬市内在住の人達が均等にいた方がいい。各師会で決めて持ち寄りましょう。

【事務局】 そうしましたら7月上旬に依頼をかけて、回答期限は7月末にさせて頂きたいと思っております。

【会長】 マンパワーとしては四師会の全員が加わるということで考えて頂いて作成してもらおうということでお願いします。じゃあ次、議事3の説明を事務局お願いします。

【事務局】 [議事3 市で使用する医薬品等の備蓄品選定作業について説明]

はい。緊急医療救護所で使います医薬品等につきましては、原則として区市町村の方で用意をすると、都のガイドラインでは定められております。発災時には卸業者の方に、直接市から薬品の発注をかけるという流れになっておりますが、災害の規模によってはその卸業者の流通状況が麻痺している可能性がございますので、市ではある程度の備蓄をした方がいいとなっております。区市町村が使用する医薬品の調達手順については、災害発生時には区市町村の備蓄を優先的に使用するとなっております。このことから市の方では、薬事コーディネーターの先生と医療コーディネーターの先生方を中心に緊急医療救護所で使用する医薬品の備蓄について少し協議を今後進めさせて頂ければと思っております。まず備蓄医薬品の選定、どのような医薬品が必要であるのかというのを協議した後、備蓄方法につきまして薬剤師会さんと協議を進めさせて頂きたいと思っております。それらの協議がまとまりまし

たら、備蓄の開始というかたちを今後何年かに分けて実施していきたいと考えております。緊急医療救護所で使います医薬品でございますので、薬事コーディネーターの先生と医療コーディネーターの先生方と協議をさせて頂きたいと考えております。

【会長】 この備蓄に関してはどこかのセンターに備蓄するのではなくて、病院にお金を渡しておいてランニングで備蓄をしてもらうという話が進んでいたと思うが、それはどうなっているのか。

【事務局】 はい。先生の仰っているランニングは今のところ薬局になるという風に5年前からの認識ではしております。

【会長】 各薬局にランニングしてもらうことは難しいと思う。緊急医療救護所の4病院の薬局にお金を出して、それだけ余分に蓄えておいてもらうことにしないと。薬というのは悪くなるから。使っているものを備蓄してやるっていうのが一番いいと思う。

【事務局】 参考に東京都が用意している薬品のリストがございます。あとはその数量をどのくらい見込むかというところだと思うのですが。

【会長】 数字が出ているのであれば、それでやってもらっていい。それよりも清瀬はどのような備蓄の仕方をするのかを決めてもらった方がいい。緊急医療救護所であれば、病院にランニングで貯めておいてもらい、発災時にはそれを出してもらうという考え方もある。

【事務局】 こちらについては練り直して、再度整理したいと思います。

【会長】 備蓄の仕方は市の独自でいいと思う。コーディネーターの先生達とどれが一番やりやすいかというのを決めていいと思う。

【事務局】 はい。

【委員】 想定するにあたって、行政の枠の問題になると思うのですが、近隣市からも傷病者が流入して来るという想定も入れて頂きたいと思います。

【会長】 それはまだ各市で備蓄が始まったばかりなので、今後の状況にもよると思う。備蓄方法などについては事務局でよく話して下さい。では次、その他の説明を事務局、お願いします。

【事務局】 [その他について説明]

今年1月に実施した前回の清瀬市災害医療救護協議会から本日開催の災害医療救護協議会までの間における事項について報告させて頂ければと思います。まず1点目は、今年2月3日日曜日、9時から公立昭和病院にて北多摩北部二次保健医療圏の災害医療図上訓練が実施されました。課題や反省事項につきましては、今後協議会等で検討させていただければと思っております。2点目は、5月11日土曜日、清瀬市総合水防訓練が実施されました。清瀬小学校で午前中に実施いたしました。風水害に対する対応訓練、土のうを積むですとかそういったことを市民の方に普及啓発を図って実施致しました。3点目は、

今月30日日曜日ですけれども、東京都医師会に災害医療コーディネーター研修会に両コーディネーターの先生と市の方からも3名、行って参りますので、研修会で得たことは清瀬市の災害医療救護体制の強化が図れるよう、活かせればと思っております。最後4点目、清瀬市災害医療救護協議会委員の任期の継続依頼についてでございます。本協議会の委員の任期は2年間となっております、現在の任期が平成29年7月22日から令和元年7月21日までとなっております。つきましては、現在の任期が終了することに伴いまして、引き続き、本協議会の委員を継続してお引き受け頂きたい、委員の任期継続をお願いするものでございます。よろしくお願い致します。

【会長】 そういうことなのでよろしくお願います。あと、歯科なんかでも、発災時の歯ブラシとか口腔内ケアはすごく大切。72時間はまだいいかもしれないけど7日間などの長期対応となった際に、市にこういうものを用意してもらった方がいい、というものがあれば言うておいて頂ければ。各四師会でそういうものを出してもらって。

【委員】 防災訓練のトリアージ訓練について、一次トリアージと二次トリアージですけども、この流れは決められているものなのですか。

【事務局】 はい。一次トリアージはSTART法、二次トリアージはPAT法ということで、まず方法が違うということが第一点です。どちらかというとならばPAT法はかなり専門的なトリアージ方法となりますので、実際の発災時、お医者様にはそちらの方に専従して頂くかたちになります。START法につきましては医師以外の方が実際担当されるのではないかという話が過去にも出ております。ですので、基本的に第一段階の仕分けとして、緑色、黄色、赤色をSTART法で振り分けまして、黄色と赤色の人についてはその後のPAT法でもう少し時間をかけて見て頂くという流れが想定されております。

【会長】 実際は黄色と赤色の人だけ、二次トリアージに抜けていくという状況ですよね。あと、PAT法により、だいたいの病名がわかると、途中ですぐに搬送となるかもしれない。振り分けをしていく上で流れのかたちを作っておくと。その流れを訓練するというのを今やっている。

【委員】 衛生材料についての備蓄も考えてほしいと思います。防災訓練の時は30名の傷病者に対して衛生材料が必要になります。

【事務局】 昨年度は訓練が中止になりましたので、昨年度ご要望頂いた衛生材料については今年度そのまま残っております。

【委員】 先程の訓練の話で、もしできれば、市の方で持っているMCA無線を使う練習もしたいと思っております。

【委員】 当日は現場にMCA無線の用意も考えてみたいと思います。

【委員】 それにも関わるのですが、緊急連絡網について、本当に発災時の緊急

連絡をどのようにやるのかという手順を最初の第一報を含め、あらかじめ決めておいて頂ければと思います。

【事務局】 そちらにつきましては、先程のマニュアルの見直しの時に少しお話を
出させて頂きたいと思います。

【会長】 他にありますか。ないようなので、事務局にお返しします。

【事務局】 頂いた意見は集約致しまして、事務局の方で検討したいと思います。
それではこれにて会議を散会させていただきます。お疲れ様でした。